

蘭 監 号
令和7年1月30日

監査請求人 野 村 一 也 様

蘭越町監査委員 天 水 さとい



蘭越町監査委員 向 山 博



監査請求の補正通知に対する意見書について（回答）

令和7年1月25日付けで提出された監査請求の補正通知に対する意見書につきまして、
下記のとおり回答いたします。

記

1 補正請求には理由がないとの主張について

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の
執行機関又は職員についての違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③
契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産
の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普
通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人が問題としている行為又は怠る事実は、①町有地の土地賃貸借
契約の解除、②町が被った損害の補填のために、賃借人に対し不当利得返還請求を為すこ
とを求めるものと解するが、①に関しては、土地の賃貸借契約を解除しなかったことが違
法・不当な財務会計上の行為であるのなら、監査請求人がそれを示さなければならないと
ころ、法令上の根拠や具体的・客観的な主張がなされていないため、補正を求めているも
のです

②に関しては、不当利得返還請求を行うためには、①被請求者が利益を得ていること、
②請求者が損失を被ったこと、③利益と損失の間に因果関係があること、④被請求者が利
益を保持する法律上の原因がないこと、この4つの要件を全て満たす必要があるが、その
要件を満たしていないことから補正を求めているものです。

なお、監査委員が法的根拠なく補正を求めているに過ぎないので無効とすべきとのことですが、蘭越町住民監査請求取扱要綱第9条により、要件審査で要件を満たしていないと認めるときは不適法な請求として却下を決定又は請求人に対し補正通知書により期間を定め補正を求めるものとする規定されておりますことを申し添えます。

2 補正書の提出期限は公平さに欠けるとの主張について

住民監査請求の取り進め方については、監査委員の裁量によるものであり、十分な補正期間を与えていると判断していますので、監査請求人の主張は認めることはできません。